令和5年4月

遊佐町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日程 令和 5 年 4 月 25 日 (火) 午後 6 時 00 分~午後 8 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室

3. 会議に付した議案

報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項2 解約について

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

報告事項4 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 5 地目変更登記に係る照会に対する回答について

議第 1 号 農地法第3条による使用貸借権設定許可申請について 議第 2 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三浦祐輝	2	大谷浩夫	3	榊 原 一 男	4	髙 橋 敬
5	小田原英史	6	齋 藤 勝 広	7	髙橋正樹	8	石 垣 建
9	小野寺一博	10	髙橋茂央	11	高橋晃広	12	小松正志
		14	那須久美	15	伊原ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (1名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
13	前川一城						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

8. 事務局出席者 (4名)

舘内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事、髙橋 息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

.0. 会議の概要	
事務局長	出席予定の方、皆さまお揃いですので、ただ今より遊佐町農業委員会
	の4月定例会を開催させていただきます。
	初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。
	(3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3番榊原一男委員	本日の出欠状況について報告いたします。
	欠席委員1名、出席委員は15名で過半数の委員が出席しております。
	農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立し
	ております。 以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。次に、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	お忙しい中、大変ご苦労様です。農作業も大分忙しくなってきており
工炼五人	ます。この強風ということで作業の段取りが狂ったのかなと思っており
	ます。私も22日から直播きしようと思いましたが断念し、今日から始め
	ました。早く風が収まってくれればと思っています。
	新型コロナ感染症もありますので、何事も気を付けて農作業を、そし
	て身体も気を付けて下さい。
	それでは本総会に提出しました案件の慎重審議よろしくお願いいたし
	ます。
 事務局長	ありがとうございました。
事 伤风区	
	それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会会議規則第4条の規定により、全長がななることになっておりますので、佐藤本会長とり業長さ
	より、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長を
* F	お願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署
	名人の選任を行います。
	恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議
	ございませんか。 (PETAL)
	〈異議なしの声〉
	では8番石垣建委員と10番髙橋茂央委員にお願いします。
	なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名します。 それでは、総会次
	第に基づき進行いたします。
	報告事項について、事務局より説明願います。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	(事務局が挙手し、議長が指名する。) 説明いたします。
尹 伤问	報告事項1.農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、
	合計8件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理とな
	っております。番号1から説明いたします。
	番号 1 計 17 筆、 19,270 ㎡
	番号 2 計 9 筆、 23,558 ㎡
	番号 3 計 28 筆、 50, 183 ㎡
	番号 4 計 4 筆、 6,924 m²
	番号 5 計 2 筆、 647 m²
	番号 6 計 13 筆、 14, 189 m ²
	番号7 計 5筆、65 m ²
	番号 8 計 5 筆、16,559 m²

以上8件、全て相続による所有権の取得です。

続きまして、報告事項2. 解約について

番号1 計5筆、3,457 ㎡

第三者に利用権設定をするため解約するものとなっております。詳細 につきましては議第2号で説明します。

番号2 計31筆、53,622 ㎡

相続のため、親子間で結ばれていた使用貸借権を解約するものです。

報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

番号1 2,283 ㎡、1筆のみ

番号2 計3筆、12,882 m²

番号3 計3筆、8,125 m²

番号4 計5筆、6,670 m²

番号5 1,412 m²、1 筆のみ

番号 6-1, 6-2 計7筆、36, 865 m²

報告事項 4. 賃借料変更通知書の受理について

番号1 計2筆、14,498 m²

借人の希望で単価を 9,000 円から 7,000 円に変更するものです。

最後に、報告事項 5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について この報告事項は、登記官照会に対する回答というものであります。登 記地目が農地の場合、農地以外の地目に変更するときには、本来農地転 用の手続きを経て、転用許可書を持参して法務局で地目変更登記を申請 する必要があります。

しかし、農地転用の許可を得ず、転用許可書を持参しないで地目変更 登記申請を行った場合、登記官から農業委員会に対して照会がきます。 これを登記官照会といっております。

登記官照会が届きますと、農業委員による現地調査を実施して2週間以内に回答書を登記官に送り、直近の総会にて報告しております。

それでは今回の案件について説明いたします。補足説明資料は1ページからご覧ください。登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しております。

番号1 計1筆、132 m² です。

照会地は、農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域外で、昭和43年に農地転用許可を得ないまま建物を建築し、現在は取り壊されておりましたが、基礎部分のみ残っているような状態でした。

3月28日付けで法務局酒田支局から照会があり、4月5日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、髙橋敬委員の3名で現地調査を行いました。隣接する農地もなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないと4月10日付けで法務局酒田支局に回答しております。

続きまして

番号2 計1筆、828㎡ です。

照会地は、農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域外で、昭和 43年に農地転用許可を得ないまま建物を建築し、現在に至っております。

3月29日付けで法務局酒田支局から照会があり、4月5日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、大谷委員の3名で現地調査を行いました。周辺の農地には影響がなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないと4月10日付けで法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です

議長

只今の報告事項について、何か質問、意見等ありましたらお願いしま す。

	ありませんか。
	(質問・意見なし)
	無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、 伊原委員長より報告をお願いします。
	(15番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)
15番 伊原ひとみ会長代理	4月19日に、第2会議室で委員7名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に
	係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整の ため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第1号、2号について特に 問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第1号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可
	申請について、事務局の説明をお願いいたします。
	(事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は1ページをご覧下さい。
	農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号
	に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと
	考えます。詳細について説明します。
	番号1 計2筆、4,331 m²
	現地調査については髙橋敬委員に依頼しておりましたので、この後報
	告をお願いします。事務局からの説明は以上となります。
議長	それでは番号1について、髙橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
4番髙橋敬委員	4月19日日曜日、朝の6時30分から譲受人と現地確認を行いました。
	今後の使用関係に係る意向等について確認をさせていただきました。場
	所は、海側にある2筆にわたるハウス7棟の建っている畑という内容に
	なっています。貸人が事業を縮小するということになり、町のほうから
	借人に照会があったということで、ここの2筆に建っている11棟、基準
	書の1頁に赤い線がありますが、ここで2筆に分かれておりまして、本
	当はずーっと下の方まで 2 筆に亘ってあるわけなんですが、ここの現在
	赤い線のところに4間ハウス、50mが7棟建っております。その7棟に
	ついて借り受けたいということで、借人の方から意向が出されたという
	内容でした。
	借人はここを借りて、アスパラガス栽培に向けての準備を行いたいと
	いうことでした。現状はハウス内外に機器関係がまだ残っていましたけ
	ども、こちらのほうは貸人のほうで片付けるということです。
	借人は現在、農業機械は一切所有してはいないのですが、必要な機械
	については貸人、それから友人から借り受けて、整備後にアスパラの播
	種を、苗の整備に当たりたいと言うことでした。貸借後は農地管理を徹
	底してくださいということも確認させていただきました。また、今回貸
	借期間が 1 年でアスパラ関係はできないわけですが、この貸借期間内に
	この農地を買い受けたいという意向があるようで、現在、融資の申し込
	みをしているということでした。現状の話を聞く限りでは、許可相当と

	いうことであります。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。
	ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発
	言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
	その他何かご意見等ございますか。
	それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。
	議第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願い
	ます。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権
	設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。
	次に、議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
	農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	(事務局員が挙手し、議長が指名する。)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は2ページからご覧下さい。
	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農
	用地利用集積計画の決定を求められております。
	内訳につきまして、(1) 所有権移転は5件、(2) 利用権設定は27件、
	(3) 利用権移転はなしとなっております。
	計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。
	計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進
	法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	個別の説明に入る前に、資料の訂正をさせていただきます。
	審査基準書の議題2号の(2)利用権設定の8番、再設定になっていま
	すが、新規設定になります。21~27の期間が10年6ヶ月になっています
	が、10年7ヶ月に修正をお願いします。
	それでは個別に説明します。
	所有権移転について
	番号1 1,593 ㎡、1筆のみ
	総額 669, 060 円の売買による所有権移転です。
	譲受人は法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を
	行います。(2) 番号 23 で説明します。
	現地調査は佐藤会長にお願いしておりましたので、この後報告をお願
	いします。
	番号2 計3筆、7,879 m²
	総額 3, 522, 450 円の売買による所有権移転です。
	譲受人は法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を
	行います。(2) 番号 27 で説明します。
	現地調査は大谷委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願
	いいたします。
	番号3と4はどちらも同一人が譲受人になります。

また、譲受人は法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権 設定を行います。詳細は(2)番号21で説明します。

現地調査は小松委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願 いいたします

番号3 計2筆、1,838 m²

総額 183,800 円の売買による所有権移転です。

番号4 403 m²、1 筆のみ

総額 140,000 円になります。

番号5 計6筆、6,931 m²

総額 2,500,000 円の売買による所有権移転です。

現地調査は佐藤会長にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。所有権移転についての説明は以上です。

続きまして、

(2)利用権設定について

番号1 計5筆、17,498 m²

期間は5年で、単価は17,000円です。

番号2と3については借人が同一人の新規設定です。

どちらも単価は17,000円、期間は10年となります。

番号2 計2筆、5,511 m²

番号3 計1筆、2,036 m²

続きまして番号4は同一人と再設定です。

番号4 計3筆、4,634 m²

期間は4年10カ月です。

単価は中山間部が 2,000 円、平野部が 14,000 円です。

番号5と6は同一人と再設定です。

番号5 計17筆、41,693 m²

期間は3年で、単価は18,000円です。

番号6 計23筆、33,714 ㎡

期間は4年です。

単価は3筆が20,000円、その他が3,000円です。

番号7と8は同一人と再設定です。

番号7 計27筆、47,242 m²

期間は5年です。

単価は2筆が2,000円、その他が15,000円です。

番号8 計6筆、5,040 m²

期間は1年です。

単価は1筆が2,000円、その他が15,000円です。

番号9は同一人と再設定になります。

番号9 計2筆、817 m²

単価は21,000円で、期間は10年です。

番号 10 計 3 筆、5,502 ㎡

単価は15,000円で、期間は10年です。

続きまして、

番号11と12は同一借人で新規設定です。

なお、借人は法人です。また、補足説明資料の最後に法人化のメリッなどについて資料がありますので、後ほどご確認いただければと思いま

す。

番号11 計28筆、51,829 ㎡

単価は10,000円で、期間は10年です。

番号 12 計 5 筆、28,659 ㎡

単価は15,000円で、期間は10年です。

番号13は新規設定です。

番号13 計5筆、3,457 m²

単価は0円で、期間は3年です。

賃料については、畑のメンテナンスをしてもらえるなら不要との貸人 の意向によるものです。

番号14 6,028 m2の1筆のみ

単価は20,000円で、期間は5年です。

新規設定となっていますが、対象の土地は現在 JA を通して契約しており、今回農業委員会を通しての契約に変更となるため実質的には再設定になります。上記の理由により審査基準書の地図を省略させていただいております。

番号15は同一人と再設定になります。

番号15 2,684㎡の1筆のみ

単価は13,000円で、期間は3年です。

番号16は新規設定です。

番号16 計2筆、5,199 m²

単価は20,000円で、期間は8年8ヶ月です。

続きまして番号17~19は同一人と再設定です。

3件とも借人は同一人です。

番号 17 計 7 筆、12,973 ㎡

単価は一筆が1,000円で、他の6筆は16,000円。期間は10年です。

番号18 計2筆、2,992 m²

単価は16,000円、期間は10年です。

番号19 計2筆、2,979 m²

単価は16,000円、期間は10年です。

番号20は同一人と再設定になります。

番号20 計2筆、6,417 m²

単価は13,000円、期間は5年です。

番号 21~23 は借人が法人です。

番号 21 計 3 筆、2,241 ㎡

単価は1筆が15,000円、その他が9,000円です。

番号 22 計 3 筆、7,879 ㎡

単価は15,000円です。

番号 23 1,593 m²の1筆のみ

単価は15,000円です。

番号24,25は借人が同一法人です。

期間はどちらも10年7ヶ月になります。 番号 24 計 3 筆、2,402 ㎡ 単価は15,000円です。 番号 25 計 3 筆、1,994 ㎡ 単価は15,000円です。 番号26、27は貸人、借人ともに同一集落の方々の契約になります。 番号 26 計 7 筆、12,905 ㎡ 単価は3筆が3,000円、その他が15,000円です。 番号 27 計 6 筆、13,691 ㎡ 単価は1筆が3,000円、その他が15,000円です。 事務局からの説明は以上です。 議長 それでは、(1) 所有権移転についての番号1と5について、私より現 地調査の報告をいたします。 16 番佐藤充会長 審査基準書の 3 ページをご覧ください。番号1について、昨年の終わ り頃、譲渡人が農地を売りたいという話がありました。その時に金額を、 農業委員会を通さず 300,000 円と出していて、それを譲受人に話してあ ったそうです。 しかし、この辺だと単価が 450,000 円くらいなので、譲受人に少し価 格を見直してくれるように話していました。それで事務局を通して 420,000円だということであります。 それから番号 5 の土地ですが、審査基準書の 6 ページにあります。こ れも番号1同様の場所にありますが、譲渡人に田の1筆毎に単価をだそ うかとも思ったのですが、ひっくるめて 2,500,000 円という金額でした。 というのは、住宅ローンを返済するということで、譲渡人本人は、「これ でいいよ」ということなので追及しませんでしたが、これで住宅ローン の返済をすれば借金が無くなるということで、本人もこれでいいと了承 していますので、ひっくるめて 2,500,000 円の売買となります。全部処 分したいとの譲渡人の意向もありますし、田を最近は処分するにも結構 苦労することもありますので、今回は、ひっくるめて 2,500,000 円での 取引となりました。 議長 次に、(1) 所有権移転についての番号2について、2番大谷浩夫委員よ り現地調査の報告をお願いします。 2 番大谷浩夫委員 所有権移転についての番号 2 ですね。この案件は前任の農業委員から 引継いでいます。当該農地を買えるのは今回の譲受人しかいないである うということ。審査基準書の 3 ページ下の当該農地 3 筆の内 2 筆は、基 盤整備していない場所で、少し作り上げが悪い等の理由で売れないだろ うということ。審査基準書 4 ページにある 3 筆目の農地とセットで譲受 人に買ってもらったらいいのではないかということ、を確認しました。 審査基準書 3 ページの当該農地 1 筆に関しては、右隣の農地の所有者 にこの売買の件の声掛けをしてみましたが、「いらない」ということでし た。 この物件は、12月3日に現地調査をしたのですが、審査基準書3ペー ジの別の当該農地 1 筆も、隣接農地の所有者の方にお声がけをしてみま したが、「いらない」ということでした。別の隣接農地で3枚続きの田が 住宅地ギリギリまで続いている田の所有者、その所有者に審査基準書 4

ページの 3 筆目と抱き合わせで買ってほしいと声掛けし了承を得て買っ ていただくこととなりました。 基盤整備されていない 2 筆は、去年転作目的の豆を作っていましが、 今回は「はえぬき」を栽培するということで譲受人から伺っています。 審査基準書4ページの1筆ですが、当該農地右隣の2枚の田と、当該農 地南側の2枚の田は、譲受人が「つや姫」を栽培しています。 当該農地 1 筆は、譲渡人が去年まで開発米を作っておりましたので、 今回、譲受人にお聞きしたところ開発米を栽培します、ということでし た。 3 筆の内の 2 筆は基盤整備していないので、単価 350,000 円で、残り 1 筆は、譲受人の父は元農業委員で、以前より「もしも譲渡人がこの農地 を売ることがあったら、私がほしい」と言っていた物件でしたので譲受 人は、「600,000 円でもいい」というお話だったのですが、当該農地近辺 は、550,000 円で動いているので、譲受人だけ600,000 円というわけには いかないので、550,000円にしていただいて550,000円で斡旋させていた だきました。 譲受人は41歳で元気な若者です。ご両親と譲受人と3人で農家をやら れているということで、私も最終的には、譲受人に委託するような形に なると思うのですが、この譲受人でしたら、妥当であり適切な譲受人だ と判断致しました。以上です。 議長 最後に、(1) 所有権移転についての番号3、4について、12番小松正志 委員より現地調査の報告をお願いします。 12 番小松正志委員 譲受人に話を伺いましたところ、ずっと前から農地を求めていた譲受 人と、ずっと前から農地を放したいという譲渡人とが上手く折り合って、 譲受人が管理をするということで、値段の方は、だいぶ長年詠嘆してお りまして、譲受人はそれを分かっていて管理するということでしたので、 この件については、両者が話し合って上手く耕作してくれるのではない かと、適正と思いました。 それから番号 4 に関しては、値段の方が非常に高いようですが、近隣 と調整しながらの値段で、これもまた田というよりも畑としての利用み たいな感じで譲受人は農地を求めていて作りたいという意欲がありまし たので、なんら問題ないと思います。立派に耕作ができるのではないか と譲受人との話し合いで、続けてがんばって下さいということで適正で あるのではないかなと思い大丈夫だと思いました。以上です。 議長 始めに、(1) 番号 3、4 と (2) 21-1, 21-2、22-1, 22-2、23-1, 23-2 について審議いたします。 この件は2番大谷浩夫委員に関する案件ですので、大谷委員は一時退 席願います。 2 番大谷浩夫委員 一ついいでしょうか。 審査基準書の 5 ページの当該物件を私は売っていただくことになった のですが、基盤整備がされておらず、準工業地帯となっていて基盤整備 もできない農地であると。水はバルブからではなく川から水を引くもの ですから、前日私も、側溝の掃除をちょっとお手伝いさせていただいて、 という件でした。価格も近隣の土地を取引したことのある地元の行政書 士に、どれくらいが基準になるのか、農業委員をやらせていただいてい

	ますが、全然わからなかったので、その行政書士に確認したら最初、前任の農業委員からは、この辺は総額 60,000 円くらいでいいのではないかと話しをしていたので、近隣の農地の所有者に、60,000 円くらいでどうかと話しをしたのですが、ちょっと調べたら、この辺は単価 300,000 円くらいで動いているということでした。総額 120,000 円かと、その近隣の農地の所有者に「買って下さい」と話したところ、その近隣農地の所有者は、「実は、田んぼを増やすのはやめようと思っている」ということだったので、「じゃ、私が買ってもいいですか」と。120,000 円と近隣農地の所有者に価格を提示していたのですが、その価格で買うわけにはいかないなと思い、一応「140,000 円で売ってくれないか」と譲渡人にお話しをし、ちょっと高めにはなりましたが、そういう値段で買わせていただきました。以上です。
	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。
成人	
	(質問・意見なし)
	その他何かご意見等ございますか。
	無いようですので、質疑を終了し採決いたします。
	ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
	手願います。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに
	決定いたします。
	大谷委員は着席願います。
	(2番大谷浩夫委員着席)
	次に、(2) 24-1, 24-2、25-1, 25-2 について審議いたします。
	この件は4番髙橋敬委員と8番石垣建委員に関する案件ですので、髙橋
	委員と石垣委員は一時退席願います。
	(4 番髙橋敬委員、8 番石垣建委員、一時退席)
	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。
	(質問・意見なし)
	その他何かご意見等ございますか。
	無いようですので、質疑を終了し採決いたします。
	ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
	手願います。
	(出席委員全員挙手)
	主員員成ですめて、この行にういては、原業のとおり前引することに 決定いたします。髙橋委員と石垣委員は着席願います。
	(4番髙橋敬委員、8番石垣建委員、着席)
	それでは、ただいま審議いただいた件以外の案件について、事務局説 明しる員からの理地調本報告に対し、何か原則、意見等はございますか
	明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等はございますか。 (15 乗供原ひより乗員が光毛」 議長が光々せる)
1 下 平	(15 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
15番	一つ確認です。(2)の利用権設定の14番の説明の中で、借人の住所が
伊原ひとみ委員	地区と言っていましたが、それで合っていますか。
事務局	私の読みが間違いで地区の方です。議案書の住所は地区の住所であっ
	ています。

議長

その他何かご意見等ございますか。

(質問・意見なし)

無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 2 号 (1) 番号 3、4 と、(2) 番号 21-1, 21-2、22-1, 22-2、23-1, 23-2、24-1, 24-2、25-1, 25-2 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員全員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)

無いようですので、これで 4 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。